

錫山鉾山坑水処理施設 C 系凝集剤ポンプ A・B 及び揚泥ポンプ No. 2 取替修繕仕様書

1 業務名

錫山鉾山坑水処理施設 C 系凝集剤ポンプ A・B 及び揚泥ポンプ No. 2 取替修繕

2 業務内容

錫山鉾山坑水処理施設 A ゾーンの C 系凝集剤ポンプ A・B 及び B ゾーンの揚泥ポンプ No. 2 の取替修繕を行うもの。

3 業務場所

(1) 施設名 錫山鉾山坑水処理施設

(2) 位置 下福元町 1 1 8 3 7 番 1

(3) 対象物件

① C 系凝集剤ポンプ A・B

品 名：モータ駆動定量ポンプ

(既存形式：タクミナ製 FXD1-3-6T6T-FMX)

設置場所：A ゾーン

② 揚泥ポンプ No. 2

品 名：サンド用水中泥水ポンプ (既存形式：鶴見製作所 KRS2-80)

設置場所：B ゾーン

4 業務内容

次の各号に掲げる業務を実施する。実施にあたっては法令で定める災害の防止に関する技術基準に施設を適合させるとともに、この仕様書によること。

(1) 機材の調達

① 対象機器・設備の仕様等は下記のとおり。

ア C 系凝集剤ポンプ A・B

型 式	モータ駆動定量ポンプ
数 量	2 基 (C 系 A : 1 基、C 系 B : 1 基)
最大吐出量	3.0 L/min
最大吐出圧力	0.3 MPa
ストローク数	126 strokes/min
電 動 機	A C 3 φ 2 0 0 V 0.4 k w 6 0 H z
付 属 品	各ボルトナット ガスケット 各バルブ
備 考	同等品製作も可とする

(参考機種：タクミナ製 FXD1-3-6T6T-FMX)

イ 揚泥ポンプ No. 2

型 式	サンド用水中泥水ポンプ
数 量	1 基
口 径	80 mm
全 揚 程	10.00m
回 転 速 度	1720min ⁻¹
吐 出 し 量	1.000 m ³ /min
電 動 機	A C 3 φ 2 0 0 V 4.00 k w 6 0 H z
付 属 品	サ ク シ ョ ン ホ ー ス 8 0 Φ ・ ホ ー ス バ ン ド ガasket・ボルトナット
備 考	同等品製作も可とする

(参考機種：鶴見製作所 KRS2-80)

② その他必要なもの

(2) 既設品撤去及び処分

① 既設品の撤去

② 処分

(3) 新設設置

① 据付

既存基礎の必要な補修も合わせて行うこと。

② 既設管接続

設置に伴って必要となる配管の切回しや延長は本業務で行うこと。

③ 電気、計装の接続

(4) 試運転及び調整等

試運転、制御・機能確認等を行うこと。

(5) 完成書類（業務完成報告書）作成

着工前後を写真管理し完了時に完成書類を提出すること。また、完成図書（機器の仕様明細、取扱説明書等）、緊急時の対応及び連絡先等を記した書面等を納入すること。

① 業務完了通知書 3 部

② 写真帳 3 部

業務着手前、施行中、交換部品及び完成後の状態を撮影したものをA-4判アルバム（説明付き）にして提出すること。

(6) その他必要な業務

5 履行期限

本業務の履行期限は、令和8年2月27日（金）とする。

6 遵守事項

(1) 一般的事項

① 受注者は、関係法令を遵守して実施すること。

- ② 本業務にあたり、作業する労働者の安全確保のため、労働基準法及び労働安全衛生法に則し実施すること。（ヘルメット・安全帯着用、すべり止め付手袋使用等）
 - ③ 本業務の実施については、現場責任者と協議のうえ、落札後、業務完了までの工程表を速やかに提出し、関連設備及び処理作業に支障のないよう留意すること。
 - ④ 受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく発注者に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受託者の負担によって、これを保障すること。
 - ⑤ 受注者は、安全確保に努めなければならない。
 - ⑥ 受注者は、仕様書に疑義が生じた場合はすべて発注者と協議し、その指示に従わなければならない。また、仕様書に明記してなくとも、業務遂行上必要な事項は、発注者の指示に従うこと。
 - ⑦ 受託者は完了後、発注者の検査を受けること。この際、手直し等の指示を受けた場合は、速やかに手直しを行い、発注者に報告すること。
- (2) 見積金額
- 見積金額は、「4 業務内容」に掲げる業務に要するすべての費用を含んだ金額とする。
- (3) その他業務履行に関する事項
- ① 設置は、上記5に示す履行期限までに全ての事項を終了すること。
 - ② 施工にあたっては、現状を十分に調査し機能上問題のないよう行うこと。また、機材調達にあたっては、発注者に承諾をうけること。
 - ③ 本業務に伴う機械設備の施工については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」に基づき、施工すること。なお、完了後は図面（系統図、平面図、機器図等）・取扱説明書等を納品すること。
 - ④ 本業務に伴う電気設備の施工については、それぞれの工事標準仕様書に基づき、施工すること。なお、完了後は図面・取扱説明書等を納品すること。
 - ⑤ 配線については、既設ケーブルを使用するものとし、使用されたケーブルの用途・距離等を明確に識別できるようその用途・距離・種別等を示す名札の設置若しくはケーブルの色分け等を行うこと。
 - ⑥ 業務に際して、他の機器等に障害が発生し、又は破損した場合には直ちに市担当者に連絡し、指示により修理又は原型に復旧すること。
 - ⑦ 施工により発生する指定副産物は、再生資源化施設へ搬入すること。
 - ⑧ 建設廃材の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理ガイドライン」に基づき、請負者が責任をもって適正に処理すること。
 - ⑨ 施工に関して、関係機関等への必要な申請等がある場合は、受注者が行うこととし、その際の費用については受注者の負担とする。
 - ⑩ 完了後は、発注者が立会いの下、機器の稼働状況を把握し、故障・不具合等が生じた場合は、直ちに適正な対応をとること。なお、同時期に発注者の担当者及び関係職員等に対し、機器の運転等に関する取扱説明を行うこと。
 - ⑪ 本業務完了後1年以内の不具合は無償で対応すること。

(位置図)

